

株式会社Goods-N 御中

別紙「採用支援サービスお申し込みに際しての確認事項」を了承し、以下の条件にて人材の紹介を申し込みます。
なお、本申込に基づく継続その他の申し込み等については責任者が行います。

(☐ 新規 ☐ 継続) 記入日 ()

フリガナ	
会社名	
求人者(申込者)	
TEL	
E-mail	

■会社情報

フリガナ	
代表者氏名	
代表者役職名	
資本金	
従業員数	
業種	
決算月	

料率／固定	理論年収 × 35%
契約期間	2021年9月1日～2022年8月31日

【申込みに際してのお願い】
●黒ボールペン(容易に消えないもの)にて本枠内をご記入ください。
●支払規定につきましては、締日より40日以内のお支払いをお願いしております。
●申込者において社名、住所、責任者、担当者等の変更が生じた場合には、その旨をGoods-N担当者にご連絡をお願いします。

支払方法	銀行振込
請求先所在地	
支払日	☐ 毎月末締翌月末支払い ☐ その他(毎月 日締 月 日 払い)

1.本企画の対象として紹介を受けた応募者を採用し入社に至った場合、人材紹介の対価として左記のコンサルティングフィーに消費税を加算した金額を支払い、支払いにかかる費用を負担します。

2.コンサルティングフィーを料率で算出する場合は、以下の理論年収に基づいて算出します。ただし、年俸制を採用する場合は年俸額を、1年未満の有期契約の場合は契約期間を1年間とみなして換算した額を理論年収とします。(理論年収=月額固定給×12ヶ月+賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数)
※月額固定給=基本給+家族手当+住宅手当+役職手当+その他諸手当
※通勤交通費、時間外・休日・深夜労働手当等の割増賃金は月額固定給に含まれません。ただし、割増賃金を一律に支給する場合、一律に支給する金額は月額固定給に含まれます。

3.応募者が入社後、明らかに当該応募者の責(労働契約法第16条および第17条に定める解雇事由が明白に認められる懲戒解雇、諭旨解雇または普通解雇(ただし、整理解雇等会社都合の普通解雇は除く)を指します。)により解雇されるに至った場合、または当該応募者が自己都合(退職勧奨による退職その他雇用保険の失業給付において特定受給資格者または特定理由離職者の範囲に該当する場合、また、応募者に対するハラスメント等起因する退職であるとGoods-Nが合理的理由に基づき判断した場合は含みません)によって退職した場合、支払ったコンサルティングフィーの内、以下の金額の返還を求めます。なお、破産、会社更生、民事再生またはこれらに類似する手続、経営状態の悪化による人員整理、事務所の閉鎖等の理由、応募者のポジションの廃止または変更等起因する退職は「明らかに当該応募者の責による」または「自己都合」のいずれにも該当しないことを確認します。ただし、コンサルティングフィーのうち未受領額がある場合には、以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、当該残高を支払います。なお、返還請求は、応募者が退職した日の翌末日までに行うものとし、翌々月1日以降は、理由の如何を問わず、コンサルティングフィーの返還は一切請求しません。

- 1ヶ月以内:コンサルティングフィーの80%
- 1ヶ月超え3ヶ月以内:コンサルティングフィーの50%
- 3ヶ月超え6ヶ月以内:コンサルティングフィーの10%

【弊社記入欄】

--